

2015年11月10日

内閣総理大臣
まち・ひと・しごと創生本部 本部長
安倍 晋三 様

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 万里
東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5-101



消費者庁と国民生活センターの徳島移転に反対します

(意見)

本協会は全国の消費生活センター等相談窓口で消費者相談業務に携わる消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく政府関係機関の地方移転に係る提案」として、徳島県が消費者庁と国民生活センターの誘致を表明したことにより、徳島県への移転が「まち・ひと・しごと創生本部」等で検討されています。

東京の一極集中の是正は我が国の重要な政策課題として、色々な検討がこれまでもなされてきたところで、本協会として東京の一極集中の是正に反対するものではありません。しかし、消費者庁と国民生活センターが徳島に移転することには反対いたします。

(理由)

経済企画庁が1955年に発足して以来、消費者行政として国が様々な消費者問題に取り組み、消費者保護のための法律や制度は整ってきていますが、それでもなお消費者被害は繰り返し発生しています。こうした消費者被害の発生を食い止めるためには、各省庁が個々に消費者政策を実施するのではなく、従来の縦割り行政の弊害を是正し、消費者行政の一元化を掲げて、消費者行政の司令塔として消費者庁が2009年に設置されました。

消費者政策は各府省庁等の所管分野に広範に関連するものであり、施策を効率的・効果的に実施するためには、消費者の視点に立ちながら関係府省庁との総合調整、連携が不可欠です。

消費者庁は消費者行政の司令塔として、国民生活センターは全国の消費生活センター・消費生活相談窓口を支援するセンターオブセンターとして、その機能をますます充実強化していくことが求められています。

政府方針においては「移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う」とされています。

消費者行政の特徴を考えれば、消費者庁の司令塔機能の発揮のためにも各省庁との連携強化が常に求められています。こうした業務の遂行には、他省庁と離れた徳島にあっては効果はなく弊害が多くあるものと懸念されます。

また、消費者庁と国民生活センターは一体不可分としてその機能を発揮し、現在まで迅速

な対応など消費者被害の未然防止、被害救済のかじ取りをし、成果を上げてきました。これらもまた徳島にあっては、不都合が発生するのではないかと懸念されます。

こうしたことは徳島県の利益はともかく消費者全体に及ぼす不利益は徳島県の利益を超えるものと推察されます。

したがって、公益社団法人全国消費生活相談員協会は、消費者庁と国民生活センターの地方移転に反対します。消費者の利益のために、消費者行政の充実強化のために、慎重にご判断をくださいますようお願い申し上げます。

以上